

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2019年11月15日
【発行者名】	日立投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 川手 健
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田練塀町3番地
【事務連絡者氏名】	ファンド管理グループ 都地 雅夫
【電話番号】	03-4554-5121
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	日立外国債券インデックスファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	継続募集額は5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年8月15日付をもって提出した有価証券届出書（以下、「原届出書」といいます。）について、信託報酬および運用再委託先にかかる報酬の変更ならびに消費税率の変更に伴う所要の変更を行うため、本訂正届出書を提出します。

【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線を附した部分が訂正箇所です。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

4【手数料等及び税金】

（3）【信託報酬等】

<訂正前>

委託者および受託者の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次表の率を乗じて得た金額とし、その配分も次表のとおりです。

信託報酬率	信託報酬の配分（税抜）		役務の内容
年率0.1836% (税抜0.17%)	委託会社	年率0.07%	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年率0.06%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年率0.04%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、信託報酬率は年率0.187%となります。

〔以下 略〕

<訂正後>

委託者および受託者の信託報酬の総額は、2019年11月16日以降、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次表の率を乗じて得た金額とし、その配分も次表のとおりです。

信託報酬率	信託報酬の配分（税抜）		役務の内容
年率0.154% (税抜0.14%)	委託会社	年率0.063%	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年率0.037%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年率0.04%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

〔以下 略〕

（ご参考）マザーファンドにおける管理報酬等

<訂正前>

マザーファンドについては信託報酬を収受しません。

運用再委託先に支払う報酬は、委託者の負担とします。報酬額は、毎日、この投資信託が保有する運用再委託先が運用するマザーファンドの純資産総額に年0.0432%（税抜0.04%）の率を乗じて得た額とします。

2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、年0.044%となります。

〔以下 略〕

<訂正後>

マザーファンドについては信託報酬を収受しません。

運用再委託先に支払う報酬は、委託者の負担とします。報酬額は、2019年11月16日以降、毎日、この投資信託が保有する運用再委託先が運用するマザーファンドの純資産総額に年0.0396%（税抜0.036%）の率を乗じて得た額とします。

〔以下 略〕